

平成30年白老町議会定例会3月会議会議録（第5号）

平成30年3月19日（月曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時32分

○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第24号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第28号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 第 5 議案第29号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第9号）
- 第 6 予算等審査特別委員会の審査報告について
 - 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 7号 平成30年度白老町一般会計予算
 - 議案第 8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第 9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
 - 議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
 - 議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
 - 議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算
 - 議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

- 第 7 議案第 30 号 平成 30 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 発議第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 9 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 第 10 意見書案第 1 号 胆振東部に自宅から通える特別支援学校の設置を求める意見書（案）
- 第 11 意見書案第 2 号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）
- 第 12 意見書案第 3 号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）
- 第 13 常任委員会の所管事務等調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第 14 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付）
- 第 15 休会について
-

○会議に付した事件

- 議案第 24 号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第 29 号 平成 29 年度白老町一般会計補正予算（第 9 号）
予算等審査特別委員会の審査報告について
- 議案第 17 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 議案第 19 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 26 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 平成 30 年度白老町一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 30 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 30 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 30 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 30 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

- 議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算
議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第30号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第1号）
発議第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
承認第 1号 議員の派遣承認について
意見書案第1号 胆振東部に自宅から通える特別支援学校の設置を求める意見書（案）
意見書案第2号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）
意見書案第3号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）
常任委員会の所管事務等調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
-

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君 | 2番 小西秀延君 |
| 3番 吉谷一孝君 | 4番 広地紀彰君 |
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 及川保君 | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 12番 松田謙吾君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 山本浩平君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|----------|----------|
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|-------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 古俣博之君 |
| 副町長 | 岩城達己君 |
| 教育長 | 安藤尚志君 |
| 総務課長兼危機管理室長 | 岡村幸男君 |

財 政 課 長	大 黒 克 巳 君
企 画 課 長	高 尾 利 弘 君
象徴空間整備統括監	笠 卷 周一郎 君
経 済 振 興 課 長	森 玉 樹 君
農 林 水 産 課 長	本 間 力 君
生 活 環 境 課 長	山 本 康 正 君
町 民 課 長	畑 田 正 明 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	工 藤 智 寿 君
建 設 課 長	小 関 雄 司 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課 長	岩 本 寿 彦 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	越 前 寿 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
健康福祉課子育て支援室長	渡 邊 博 子 君
経済振興課港湾室長	藤 澤 文 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、5番、吉田和子議員、6番、氏家裕治議員、7番、森哲也議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、3月6日及び本日の議会再開前に開催した議会運営委員会の協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、3月6日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会3月会議の運営に関する件であります。

まず、本日、町長の提案に係るものとして、平成29年度の一般会計補正予算及び平成30年度の一般会計補正予算の追加議案の提出がありました。

財政課長から補正予算の説明を受け、本日の議題に供することといたしました。

次に、議会関係の議案であります。

3月6日の本会議終了後に協議した意見書案、発議についてであります。

最初に、意見書案についてであります。提案する意見書案3件は、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

次に、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の発議1件は、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定に基づき、議会運営委員長名で提出いたします。

これらの議会関係の議案についても、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第24号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第24号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議24—1をお開きください。議案第24号 白老町介護保険
事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定するものとする。

平成30年2月20日提出。白老町長。

議24—2をお開きください。附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行す
る。

次のページの議案説明でございます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する
ための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部が改正され、介護支援専
門員の育成、支援の充実を図ることを目的に平成30年度より居宅介護支援事業者の指定等の権
限が都道府県から市町村に移譲されることから、本町における指定居宅介護支援等の事業の人
員及び運営等に関する基準を条例で定める必要があるため、本条例の一部を改正するものであ
る。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 白老町介護保険事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第28号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 議28—1 ページをお開きください。議案第28号でございます。定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。

次のとおり苫小牧市との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、白老町議会会議条例第7条の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月20日提出。白老町長。

議28—3をお開きください。議案説明でございます。定住自立圏形成協定は、平成27年3月24日に苫小牧市との間で締結したものであり、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて中心市宣言を行った苫小牧市と本町を含む東胆振4町が広域連携による施策を推進するものである。東胆振広域圏定住自立圏構想の推進において、在宅医療・介護連携推進事業の実施にかかわる追加項目が生じたことから、苫小牧市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たり、白老町議会会議条例第7条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第9号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第29号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは、議29—1をお開き願います。議案第29号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第9号）。

平成29年度白老町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,480万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億7,000万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月19日提出。白老町長。

次のページ、第1表、歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

次のページ、第2表、繰越明許費補正、次のページ、第3表、地方債補正につきましても記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきたいと思います。10ページをお開き願います。2款総務費、1項1目一般管理費、(1)、職員管理事務経費36万9,000円の増額補正でございます。当初予定しておりませんでした平成30年度採用予定の割愛人事による北海道開発局職員と北海道からの派遣による社会教育主事に係る赴任旅費を計上するものでございます。

続きまして、7款商工費、1項1目商工振興費、特産品PR事業、財源振りかえであります。一般会計補正予算第3号、第6号及び第8号において本年1月までのふるさと応援寄付金の指定寄付分9,253万2,000円について、経費分を除いた4,628万9,000円を基金にそれぞれ積み立てしておりますが、経費分の4,624万3,000円について当初全額一般寄付分としていた財源を指定寄付分に振りかえるものでございます。

続きまして、8款土木費、2項1目道路維持費、(1)、道路施設維持補修経費1,498万円の増額補正でございます。除雪経費につきまして3月1日の降雪による除雪出動による不足分と今後の除雪経費を増額するものでございます。財源は、一般財源であります。

次に、4項港湾費、1目港湾管理費、(1)、港湾施設管理経費172万9,000円の増額補正でございます。道路施設維持補修経費と同様、除雪経費について3月1日の降雪による除雪出動による不足分と今後の除雪経費を増額するものであります。財源は、一般財源でございます。

3目海岸保全費、(1)、白老港海岸堤防等老朽化対策緊急事業57万1,000円の減額補正でございます。委託料であります。入札差金及び設計変更に伴う減額であります。財源は、国庫支出金31万5,000円の減、一般財源25万6,000円の減となります。

次に、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、(1)、中学校施設整備事業8,488万9,000円の増額補正であります。白老中学校管理棟大規模改修事業についてであります。平成30年度に事業を実施することとして30年度当初予算にて計上しておりましたが、財源といたしまして予定している国庫支出金の学校施設環境改善交付金が国の平成29年度補正予算により29年度に交付されることになったこと、さらに町債が有利な補正予算債を充当できるため、本事業を29年度事業として前倒しで計上し、30年度に繰り越して事業を実施するための補正でございます。財源といたしまして、国庫支出金は額の確定により2,055万4,000円、町債6,330万円、一般財源は103万5,000円となります。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)、各種基金積立金5,658万9,000円の減額補正でございます。まず、財政調整基金積立金であります。積み増し分5,800万円の減額であります。今年度予算にて計上しておりましたポロト温泉用地等売却収入の財政調整基金への積み増しについて、売り払い用地の一部である財務局用地の登記手続が年度内に完了できないことから、29年度予算を減額するものであります。なお、本予算については、30年度予算に改めて計上するものでございます。財源は一般財源となります。財産収入の町有地売却収入3,175万円、温泉券売却収入2,625万円の減額となります。次に、寄付分91万1,000円の増額であります。株式会社ケイホク様から25万円、株式会社ウエスト胆振様から25万円、慶友会様から6万1,000円、佐々木浩二様から5万円、合わせて61万円が消防活動資金として、宮武富子様より30万円が女性の社会進出のための資金として指定寄付がありましたことから、財政調整基金にそれぞれ一旦積み立て、新年度において事業等に充当するものでございます。次に、商工業振興基金の寄付分については、株式会社ケイホク様及び株式会社ウエスト様よりそれぞれ25万円の指定寄付があったことから、これを積み立てるものでございます。

以上で歳出は終了で、続きまして歳入の一般財源のみ説明をさせていただきたいと思います。6ページをお開きください。6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金2,103万8,000円の増額補正であります。交付額の確定による計上でございます。

次に、次のページになりますが、20款繰越金でございます。前年度繰越金318万1,000円の減額補正であります。歳出総額に対する歳入増加分を減額調整するもので、今補正予算において繰越金の留保額は759万5,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第9号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 平成30年度白老町一般会計予算
- 議案第 8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計

予算

- 議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算
- 議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 白老町消防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 平成30年度白老町一般会計予算、議案第8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算、議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上平成30年度各会計予算10件とこれに関連する条例の一部改正10件、合わせて20議案を一括して議題に供します。

本件については、3月6日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

小西秀延委員長。

〔予算等審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○予算等審査特別委員会委員長（小西秀延君） 予算等審査特別委員会委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規

定により報告します。

1、付託議案。

(1)、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(2)、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(3)、議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

(4)、議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について。

(5)、議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

(6)、議案第22号、白老町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

(7)、議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

(8)、議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(9)、議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

(10)、議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

(11)、議案第7号 平成30年度白老町一般会計予算。

(12)、議案第8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

(13)、議案第9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

(14)、議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

(15)、議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

(16)、議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算。

(17)、議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

(18)、議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

(19)、議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算。

(20)、議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

2、審査の経過。

平成30年3月6日に再開された定例会3月会議において、本委員会に付託されたので、3月13日、14日、15日、16日の4日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

3、審査の結果。

(1)、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(2)、議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(3)、議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(4)、議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(5)、議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、可決す

べきものと決定。

(6)、議案第22号、白老町保育所条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(7)、議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(8)、議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(9)、議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(10)、議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(11)、議案第7号 平成30年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。

(12)、議案第8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(13)、議案第9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(14)、議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(15)、議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(16)、議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(17)、議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(18)、議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(19)、議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(20)、議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけですが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各議案の採決をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第18号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第19号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第20号 白老町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第21号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第22号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、12番、松田謙吾議員。賛成12、反対1。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第23号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第25号 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第26号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第27号 白老町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第7号 平成30年度白老町一般会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成11、反対2。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第8号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第9号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第10号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第11号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第12号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第13号 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第14号 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第15号 平成30年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、議案第16号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定いたしました。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第30号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第30号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議30—1をお開き願います。議案第30号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度白老町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,688万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億9,311万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月19日提出。白老町長。

次のページお開きください。3ページになりますが、第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入、次のページの歳出につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

5ページの第2表、地方債補正につきましても記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出のほうから説明をいたします。10ページをお開き願います。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、(1)、中学校施設整備事業8,488万9,000円の減額補正でございます。当初予算で計上しております白老中学校管理棟大規模改修事業についてであります。平成29年度の国の補正予算にて事業実施のための国の交付金であります学校施設環境改善交付金が交付されることとなったこと及び町債が補正予算債を充当できるた

め、29年度事業として前倒しで補正予算にて予算措置をしたことから、30年度当初予算の計上分を減額するものであります。財源といたしましては、国庫支出金2,546万7,000円、町債4,530万円、公共施設等整備基金繰入金1,412万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)、各種基金積立金5,800万円の増額補正であります。ポロト温泉用地等売払収入の財政調整基金への積み増しであります。本件については平成29年度予算にて計上しておりましたが、売り払い用地の一部である財務局用地の登記手続が年度内に完了できないことから、29年度予算を減額して、新たに30年度予算にて計上するものであります。財源は一般財源となりますが、財産収入の町有地売払収入3,175万円、温泉券売払収入2,625万円でございます。

歳出は以上であります。歳入につきましてもただいま財源として説明しておりますので、これで一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 11ページの各種基金の積立金、説明は理解しました。それで、30年度の予算の概要の資料の中で財政調整基金の残高が示されて、その中にポロト地区の積み立て残高が2,279万9,000円あると言いましたけれども、これに新たにこの金額が積まされるのか、あるいは含みのこの2,279万9,000円になっているのか、どちらかになっているのか。

○議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) 予算の概要の46ページの基金残高の見込みの件でございますけれども、この資料をつくったのは2月20日の提出でございますので、今回のこの29年度の減額と30年度の追加につきましては29年度の残高は変更になりますけれども、30年度末の現在見込み高はこの金額によりますので、今前田議員がおっしゃった約2,200万円の積み立て分というのはこの財政調整基金の7億7,146万1,000円の中に含まれるということでございます。

○議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) そしたら、ポロトの土地分の含まれている分が2,279万9,000円だから変わらないということで、この5,800万円足して、8,000万何がしではなくて、現実には30年度末はポロトの土地分はこの前も答弁あったように2,279万9,000円だけですよという解釈でいいですね。確認します。

○議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) ただいまのとおりでよろしいです。

○議長(山本浩平君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 発議第1号。

平成30年3月19日。

白老町議会議長、山本浩平様。

議会運営委員会委員長、吉田和子。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議1—2をお開きください。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

16 議員の議員報酬月額、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第1条の規定にかかわらず、議長にあつては29万8,760円、副議長にあつては23万8,620円、常任委員長及び議会運営委員長にあつては21万3,640円、議員にあつては20万2,860円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に定める額とする。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

次に、発議1—3、議案説明であります。議案説明、本町は財政健全化プランに基づく財政再建の最中にあり、町民サービスの縮減及び理事者、職員の給与削減が行われていることに鑑み、平成29年度においては、議長及び副議長にあつては議員報酬月額の3%、常任委員長、議会運営委員長及び議員にあつては議員報酬月額の2%を自主削減してきたものであるが、平成

30年度においても同様の自主削減を継続するため、本条例の一部を改正するものである。

次に、新旧対照表です。記載のとおり、附則を追加するものであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第9、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、胆振管内町村議会議長会定期総会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第1号 胆振東部に自宅から通える特別支援学校の設置を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第10、意見書案第1号 胆振東部に自宅から通える特別支援学校の設置を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

1 番、山田和子議員。

〔1 番 山田和子君登壇〕

○1 番（山田和子君） 意見書案第 1 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

胆振東部に自宅から通える特別支援学校の設置を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

胆振東部に自宅から通える特別支援学校の設置を求める意見書（案）

障がいのある子どもたちは、小学校や中学校へ入学する時、就学指導委員会の判定を受け、その中で、障がいが比較的重度の子どもたちは「特別支援学校適」と判断され、特別支援学校に入学しますが、その子どもたちが通う学校は胆振管内には室蘭市だけで、白老町は校区の関係で平取養護学校（東胆振から日高管内まで）となっています。

平取養護学校へは、公共交通機関を利用した送迎ができないため、片道 2 時間以上を自家用車で送迎しなければならず、障がい児と保護者に大きな負担を強いるものとなっています。また、子どもが学校で病気を発症するたびに迎えに行かなければならず、歯医者や通院も同じことがいえます。

平取養護学校の児童・生徒は、日高管内から 1 割、東胆振から 9 割うち苫小牧市から 8 割の割合となっています。

知的障がい、情緒障がい、肢体不自由、発達障がい、精神障がい、難病等、一人ひとりの障がいに違いがあっても、地域の中で共に育っていきたいという願いは同じであり、胆振・日高地方は東西に細長く、端から端への移動には 5 時間もかかることから自宅から通学圏内にある学校の設置が望まれます。

よって、胆振東部に自宅から通える特別支援学校の設置を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 1 号 胆振東部に自宅から通える特別支援学校の設置を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第2号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行
を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第11、意見書案第2号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第2号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においてはさまざまな事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

こうした状況を踏まえ、政府におかれては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう求めるものである。

記

1. 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みづくりに取り組むこと。
2. 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて取り組むこと。
3. バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みをつくること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に取り組むこと。
4. バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行

うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第3号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第12、意見書案第3号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第3号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）。

厚生労働省は、新年度からの生活保護費の見直しをすすめてきましたが、食費や光熱水費にあてる生活扶助費を最大14%の引き下げ案を出しました。しかし、各界から異論と反発の声があがり、下げ幅を最大5%に縮小しました。

しかし、前回2013年度に続く削減であり、対象世帯への影響は避けられません。そもそも生活保護は、病気や失業など苦境に陥った人の命綱です。その機能を弱め、自立が困難な人たちを一層窮乏させることがあってはなりません。

児童養育費などを含めた世帯別の支給額は、札幌・江別に住む夫婦・子供2人世帯の場合、現在月19万7,000円が、来年10月から3,000円減ります。旭川・函館などの夫婦・子供2人世帯は月18万9,000円が来年10月に3,000円減り、20年10月までに月9,000円少なくなります。また単

身高齢者は月最大4,000円減となります。一人親世帯に上乘せされる母子加算の減額も予定されています。これは、14年に施行された子供の貧困対策法の趣旨とも矛盾しています。

減額の根拠は、一般世帯の低所得者の消費支出を上回っているといいますが、切り下げされれば一般世帯にも跳ね返ります。しかも、現政権は19年10月に消費税を10%に引き上げるとしています。

低所得者世帯全体の底上げを図らなければならないのに、これでは経済の底が抜けてしまいます。本当に保護が必要なのに網の目から落ちこぼれている人も少なくありません。

憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するよう、困窮世帯の現実を直視し、保護基準の向上を図られるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第3号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第13、常任委員会の所管事務等調査の報告について各常任委員会から調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、子供の教育環境と支援体制について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

(1)、子供の教育環境と支援体制について。

本委員会は、子供の教育環境と支援体制について、担当課から説明を受けて、現状と課題、対策を把握し、今後のあり方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告するものである。

現状。

①、小中学校の現状について。

小中学校では、平成29年5月1日現在、小学校4校と中学校2校の6校で、児童数は576人、生徒数355人の合計931人である。平成20年との比較では、35%減の510人が減り、1年間で平均56人ずつ減っている。小学校では複式学級が3クラスであり、特別支援学級は13クラス30人、中学校の特別支援学級は8クラス19人である。

中学校の運動部への参加率は、白老中学校で53%、白翔中学校で56%と半数は超えているが、野球部やサッカー部は試合に単独校での参加が難しい状況となっている。

②、経済的支援の状況について。

平成29年度の要保護・準要保護の認定率は、児童生徒数929人に対して、要保護30人、準要保護231人、合計261人で28%である。

準要保護世帯は、139世帯で、一般家庭46世帯、33%、母子家庭89世帯、64%、父子家庭4世帯、3%となっている。

また、平成28年度から準要保護の認定基準率を1.1から1.3に見直した。

就学援助制度では、学用品・通学用品、入学準備金、給食費、修学旅行費、校外活動費、体育実技用具、医療費が支給されている。

③、学力向上支援の現状について。

全国学力・学習状況調査では、小学校国語B以外はおおむね全国平均を下回っているが、10年間の傾向としてはおおむね上昇傾向にある。小学校3年生から5年生と中学校1年生から2年生に標準学力検査を導入実施したことから、今後は、学年の経年変化が明らかにできる。

学力向上支援としては、地域と連携した放課後学習の実施や平成28年度から白老寺子屋の開催、平成29年度から小学校の漢字検定と中学校の英語検定を実施している。

いじめ、不登校対策について。

いじめの認知件数は、平成27年度から上昇傾向にあるが、アンケートによる対象が「不快に感じる言動」としたことによる。小中学校では、解消率100%であり、児童生徒が主体となって防止する取り組みを進めるとともに、いじめ防止基本方針による計画的な取り組みを行っている。

不登校児童生徒数は、減少傾向にあり、平成29年度は、小学校4人、中学校11人の合計15人で、そのうち適応指導教室には、小学生3人、中学生4人が通っている。不登校児童生徒への対応として、スクールカウンセラーを中学校に2人、スクールソーシャルワーカーを1人配置

して対応している。

⑤、高校進学状況。

本町の高校進学状況は、平成29年度は専修学校を含め96.8%であり、全国平均99%を下回っている。原因は、不登校生徒数が全国平均と比較して高いことによると捉えている。

進路先は、平成28年度卒業生では、白老東高30人、24%、苫小牧公立高校・国立工専44人、35%、室蘭公立高校13人、10%、北海道栄高校3人、2%、苫小牧私立高校4人、3%、室蘭私立高校2人、2%、特別支援養護学校6人、5%、専修学校4人、3%、定時・通信学校4人、3%、その他私立高校10人、8%であり、就職・未定4人、3%となっている。

課題。

①、小中学校の現状に対する課題。

児童生徒が減少傾向にある中、小学校では竹浦小学校と虎杖小学校が全て複式学級になることが予測されている。学校規模が小さくなることで、教育環境や学校経営に影響があり、特に、中学校では団体で行う部活動の維持存続、合同チームによる出場が町内だけではなく、町外の学校との合同も考えられる。また、部活動を指導できる教員や外部指導者の確保も求められる。

②、経済的支援の現状に対する課題。

国の要保護対象費目のうち、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の3費目を支給対象としていないことから、この支給費目の拡充及び入学準備金の前倒し支給が問題であり、対策を講じる予定である。

また、教育無償化の検討や準要保護認定の申請促進など国の動向や家庭環境などを考慮し、子育て分野も含むトータルの検討として総合教育会議に提案して議論するべきである。

③、学力向上支援の現状に対する課題。

平成29年度の塾通いの実態は、小学生で全国77.2%、白老町で53.7%、中学校で全国75.4%、白老町で38.6%と、本町は全国的に比べて低い割合が報告されているが、小規模学校や経済的理由などとの相互関係は不明であることから、実態調査が求められる。

本町では、全国平均を下回る学力状況にあることから、白老寺子屋や放課後学習等に取り組んでいるが、教育の質向上や学習支援員の確保など一層向上させていくことが必要である。

④、いじめ、不登校対策の問題。

本町の不登校児童生徒数は、全国平均と比較して高い傾向にあるが、その要因として、保護者の養育や指導力不足など家庭生活に起因するものが少なくない。こうした課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室など関係機関との連携を充実させる必要がある。

また、いじめの未然防止には、いじめに敏感な学校づくりとして、子供が主体となった取り組みを充実、支援していくことが求められる。

⑤、高校進学状況の課題。

本町は、全道・全国の平均よりも進学率が低い傾向にあり、不登校児童生徒数が全国平均よりも高い傾向にあることが要因と捉えているが、生徒が希望する高校へ進学できるよう、さらなる基礎的・基本的学力の定着を図る教育支援に取り組み、学力向上を推進することが求めら

れる。

委員会意見。

本委員会としては、小中学校の教育環境の今後のあり方について、貧困等を理由に部活動に参加できないでいる児童生徒の実態調査や対応策を講じるべきと考える。また、児童生徒の減少で運動部活動の維持存続、行動チームの増加に対しても運動部活動方針を策定し、合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進に努めたい。

経済的支援としては、現在、入学後の支給となっている入学準備金の前倒し支給は、保護者の一時的負担の解消や児童生徒の格差是正のため急務と考えられる。また、国の要保護対象費目のうち、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の3費目を支給対象としていないことから、この支給費目の拡充にも取り組むべきである。さらに、給食費の補助などで負担割合の軽減を検討すべきである。

学力の向上については、各学校単位で努力に一定の評価ができる。ただし、生活習慣の改善や家庭学習の強化を図るため、実態を調査し、対策の強化が望まれる。

いじめ対策については、本町の認知件数は、やや増加しているが、解消率は100%であり、事後対応はとれている状況にあると判断をしている。しかし、いじめは未然防止が重要であり、子供が主体となって豊かな心の育成を図る政策の強化が求められる。また、不登校対策では、家庭生活が要因として挙げられているが、教育関係機関の連携を強化し、早期の組織的な対応力の向上が望まれる。このことは高校進学率にも影響していると考えられるため、なお一層の努力が求められる。

上記意見の政策化に当たり、本町の総合教育会議が中心的役割を発揮し、実態調査、方針決定、政策の遂行を組織的かつ効率的・効果的に展開されることを強く望むものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、広報広聴に関する調査・研究及び議会懇談会に関する調査を終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、小委員会。

①、議会懇談会、今後の方向性。

これまでも、自治基本条例にのっとり、町民生活全般にわたり全町挙げて一人でも多くの声をとの思いで実施してきた議会懇談会であったが、懇談内容に対しどう町民に答えを返すかが課題であった。

29年度実施の議会懇談会では、2つの常任委員会の持つ2つの分科会がそれぞれテーマに沿って、町民の方々からの意見・提案を受け、政策提言として町長に提出した。

町民の声を政策に反映させることができる可能性や方向性は今回の議会懇談会で見えたように思える。

しかし、自治基本条例上の広報常任委員会としての議会懇談会の持ち方を考えたとき、一人でも多くの町民の声をという点においては、本当にこれでいいのかという視点で小委員会での議論が進められた。

こうした課題について、さらなる議論を重ね今後の持ち方を検討する。

②、議会広報。

議会広報第162号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第14、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会及び広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。それぞれの委員会においては、調査等よろしく願いいたします。

次に、産業厚生常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。産業厚生常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、「白老町における民泊のあり方について」結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付しました通知書のとおり調査期間の延期について申し出がありました。産業厚生常任委員会においては、引き続き調査等よろしく願いいたします。

次に、皆様には要望書等2件を前もって配付しております。重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第15、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため3月31日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日20日から6月30日までの103日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日20日から6月30日までの103日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 吉 田 和 子

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 森 哲 也